

TPP11及び日EU・EPAに係る全面的な情報公開並びに両協定の国内農林水産業等への影響に係る徹底した国会審議を求める意見書

資源の少ない我が国は、貿易立国として現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を継続していくために、アジア太平洋及び欧州地域において高いレベルの経済連携を推進するとともに、これらの地域外の主要な貿易パートナーとの経済連携も推進し、世界の貿易投資の促進に主導的な役割を果たす必要がある。同時に、経済連携を進めるに当たっては、国内農林水産業及び関連産業、さらには地域経済に甚大な影響を及ぼす可能性もあることから、どのような影響が生じるか、慎重の上にも慎重を期して交渉、協約締結に臨む必要がある。

政府試算では、11か国による環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP11」という。）及び欧州連合（EU）との経済連携協定（以下「日EU・EPA」という。）の発効により我が国の実質国内総生産が約13兆円押し上げられ、約75万人の雇用が生まれると推計されている一方、農林水産物の国内生産額はTPP11で最大1,500億円減少し、日EU・EPAで最大1,100億円減少すると試算されており、我が国の農林水産業に大きなマイナスの影響が出るのではないかと懸念される。

政府は、農林水産業の体質強化対策による生産コストの低減や品質向上、経営安定対策等の国内対策により、農業生産額や農業所得が確保され、農産物の国内生産量が維持されるとしているが、メリットである経済効果が全て現れるのは10～20年後であり、デメリットの方が先行することになるおそれもある。

よって、国においては、TPP11及び日EU・EPAの合意に関する交渉経過等について早期に全面的な情報公開を行うとともに、国内農林水産業や関連産業、地域経済など幅広い観点から影響を精査し、徹底した国会審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
財務大臣 宛て  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

福島県議会議員 吉田栄光